習志野市教育委員会会議録(平成28年第3回定例会)

1 期 日 平成28年3月30日(水) サンロード6階大会議室 午後3時00分 開会時刻 閉会時刻 午後5時05分 2 出席委員 員 長 孝 委 原 田 委 員 梓 澤 キョ子 委 員 斎 子 貞 廣 委 敬明 員 古 本 委 員 植 榮 人 松 出席職員 学校教育部長 市 瀬 秀 光 生涯学習部長 広 瀬 宏 幸 学校教育部参事 正彦 田久保 学校教育部次長 小 熊 隆 生涯学習部次長 修美 井澤 学校教育部副参事 佳 司 竹 田 教育総務課長 小野寺 良 夫 学校教育課長 正 弘 天 田 指導課長 上 原 宏 給食センター所長 星 幸 昌 仁 習志野高校事務長 長 沼 総合教育センター所長 西 谷 秀樹 社会教育課長 博 文 佐々木 生涯スポーツ課長 片 岡 利江 之 青少年課長 佐久間 心 青少年センター所長 高 梨 秀 胤 菊田公民館長 関 文 雄 大久保図書館長 岡野 重 吾 学校教育部主幹 三角 人 寿 智 子 学校教育部主幹 妹 川 憲一郎 学校教育部主幹 田中 学校教育部主幹 大河内 俊 彦 学校教育部主幹 由 香 小 澤 学校教育部主幹 小 平 修 学校教育部主幹 安 達 幸希 生涯学習部主幹 中村 裕 美

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成28年度習志野高等学校の入試状況について
- (2) 習志野市立実花幼稚園及びつくし幼稚園移管先法人の決定について
- (3) 平成27年度習志野市学力調査結果に基づく授業改善について
- (4) 谷津小学校校舎改築事業及び児童増加対応事業の進捗状況について
- (5) 臨時代理の報告について (習志野市立高等学校の教頭の任免について)

第3 議決事項

- 議案第11号 習志野市教育委員会会議規則及び習志野市教育委員会公告式規則 等の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定 について
- 議案第13号 習志野市教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改 正する規則の制定について
- 議案第14号 習志野市立学校等の給食費等に関する規則の制定に係る意見聴取 について
- 議案第15号 習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用 者負担額に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る意見聴 取について
- 議案第16号 習志野市教育機関組織規則及び習志野市総合教育センター管理規 則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第17号 習志野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第18号 習志野市スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第19号 習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指 定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定につ いて
- 議案第20号 習志野市立つくし幼稚園の敷地変更について
- 議案第21号 習志野市教育委員会職員の職務分類に関する規則の一部を改正す る規則の制定について
- 議案第22号 平成27年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

第4 協議事項

協議第1号 習志野市立学校等の給食費等に関する規則の施行に関する事務(こ ども園に係るものを除く)の補助執行について

協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

委員長職務代理者の指定について

5 会議内容

原田委員長が

平成28年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

原田委員長が

「議案第21号 習志野市教育委員会職員の職務分類に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議案第22号 平成27年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(5)及び議案第22号を非公開とすること について諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

議案第14号及び協議第1号について、一括して審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成28年第2回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1)平成28年度習志野高等学校の入試状況について (学校教育課)

天田学校教育課長

平成28年度の習志野高等学校入学者選抜は、前期選抜を平成28年2月9日及び10日の2日間、後期選抜を2月29日に実施した。習志野高校は、市立高校ながら、他の県立高校と同様のシステムをとっており、第2学区に所属し、普通科においては、第2学区にある6市及びその隣接する3つの学区にある15市町から受検できるようになっている。なお、商業科においては、千葉県全県が学区である。

選抜の方法については、前期選抜では、調査書、志願理由書の書類審査、5教科各50 分による学力検査と面接及び自己表現で選抜している。前期選抜は以前に実施されていた、 特色化選抜の考え方を踏襲し、受検生の特性を考慮した選抜となっている。後期選抜につ いては、調査書、5教科各40分による学力検査及び面接で選抜している。前後期ともに、 これらを総合的に判断して選抜している。

本年度の入学者選抜実施状況については、定員・予定人員が普通科240名、商業科80名のところ、合格者数は同数であり、合計320名である。昨年度と比べ、商業科では4名増加し、普通科では12名減少した。また、普通科で合格した市内生の割合については、前後期を合計して、昨年度入試では20.3%であったものが、本年度の入試では、23.8%と、3.5%市内生の合格率がアップした、と概要を説明

古本委員

経年的な倍率の傾向はどのようになっているか、と質問

天田学校教育課長

普通科の前期選抜の倍率について、平成23年度は1.92倍、平成24年度は2.2倍、平成25年度は2.01倍、平成26年度は1.94倍、平成27年度は1.87倍、平成28年度は1.76倍であり、この3年は少し低下しているが、5年ほど遡ると増えたり減ったりしているという状況である、と回答

古本委員

質の高い教育を維持して倍率維持を目指してほしい、と要望

原田委員長

平成28年度の合格者数が定員とまったくの同数なのは、きりが良かったからか、と質問

天田学校教育課長

そのとおりである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項 (2) 習志野市立実花幼稚園及びつくし幼稚園移管先法人の決定について (学校教育課)

小澤学校教育部主幹

市立実花幼稚園及びつくし幼稚園については、平成25年12月に策定した、習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第2期計画」において、幼稚園需要の減少と拡大する保育所需要に柔軟に対応するため、幼稚園機能に保育所機能を加える形で、市立幼稚園としての保育は継続しながら保育所機能に要する施設整備等を移管先法人にて行ったうえで、運営を移管する手法により私立化を行うこととした。

市立つくし幼稚園の移管先法人については、習志野市内で幼稚園、保育所の運営実績のある学校法人または社会福祉法人を応募資格とし、平成27年9月14日より公募手続きを開始し、同年12月1日から同月4日に応募書類の受付を実施したところ、1法人より応募があった。その後、書類審査・面接審査・現地調査・公開プレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準を十分に満たしていたことから、この内容を市長に報告した後、平成28年2月8日に移管先法人が、学校法人 田久保学園に決定した。この法人は、昭和46年から習志野市内で私立みのり幼稚園を運営しており、十分な実績を有している。また、今までの習志野市の教育・保育を原則引き継ぐことを前提に提案をいただいており、その上で、当該法人の独自性も期待できると考えている。

次に、市立実花幼稚園の移管先法人については、市立つくし幼稚園と同様に、習志野市内で幼稚園・保育所の運営実績のある学校法人または社会福祉法人を応募資格とし、平成

27年9月14日より公募手続きを開始し、同年12月1日から同月4日に応募書類の受付を実施したが、応募がなかった。そのため、移管先法人の応募資格を習志野市内から千葉県内と範囲を広げて、平成28年1月7日より再公募を開始し、同年3月1日から同月4日に応募書類の受付を実施したところ、2法人より応募があった。つくし幼稚園と同様に、書類審査・面接審査・現地調査・公開プレゼンテーションによる審査を実施し、市長に報告の後、平成28年3月28日に移管先法人が、社会福祉法人 八千代美香会に決定した。この法人も審査基準を十分に上回っていた。この法人は、八千代市の緑が丘で私立はぐみの杜保育園を運営しており、八千代市で公立幼稚園の園長経験のある方を候補とするなど、教育の質を維持できるような提案があった。

今後の開園に向けての予定については、平成28年3月から4月に当該施設の保護者に対し、法人・市による説明を行う。平成28年4月頃に保護者、法人及び市の代表による三者協議会を発足し、以降に協議が必要になった場合には、本協議会で協議する。平成28年6月頃から保育所機能部分の増改築工事を開始し、平成29年1月から3月まで法人の職員と市の職員による共同保育を実施して平成29年4月に完全移管し、幼保園として運営していただくという予定である、と概要を説明

梓澤委員

現在の公立幼稚園の園児数等の状況を見ると、幼稚園を民営化していくことは致し方ないと思う。民営化することについて、保護者に対してはこれから説明をしていくのか、と 質問

小澤学校教育部主幹

これから説明をしていく、と回答

梓澤委員

保護者への説明が遅れると苦情に繋がることもあると思うので、しっかりとした対応を お願いしたい、と要望

小澤学校教育部主幹

しっかりと対応していく、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3)平成27年度習志野市学力調査結果に基づく授業改善について (総合教育センター)

西谷総合教育センター所長

平成27年2月5日に市内の小学校4年生及び中学校2年生を対象として実施された、 平成27年度習志野市学力調査結果に基づく授業改善のための提言について報告するもの である。

まず、はじめに習志野市学力調査の概要等について、改めて簡潔に説明する。本市のこの学力調査とは別に平成19年度より国が行う全国学力・学習状況調査が始まっていたが、

年度によっては抽出校による実施であったり、震災の影響で中止されたりしたことがあった。本市としては、毎年市内の児童生徒の学力状況を把握する必要があるという理由から、平成22年度から小学校では、国語と算数、中学校では国語と数学、英語の学力調査を行っている。この学力調査を実施する目的は、学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容が、市内小中学校の児童生徒にどの程度定着しているかという状況を客観的に把握することにより、指導上の課題を把握し、学力向上に向けた各学校における授業改善や指導方法の工夫・改善を図るための資料とすることである。

次に、今年度の授業改善に向けてこの 1 年、市としてどのように取り組んできたのかということについて、市としては、この調査結果を受けて市内の校長先生をはじめとする小中学校の教員及び教育委員会の指導主事、合わせて 1 7 名で学習指導改善委員会を組織し、国語、算数・数学、英語の各部会に分かれて年間を通して調査研究を行ってきた。その中で、学力の定着状況について成果と課題を明らかにし、課題解決に向けてどのような点で授業改善を行えばよいか協議を重ね、その提言をもとに実際に小中学校において提案授業を実施した。

続いて、各教科の成果と課題、課題解決に向けた提言の要旨について、説明する。まず、 学力調査の結果概要については、昨年の第4回定例会において報告した。本市の小学校4 年生、中学校2年生の全体的な傾向については、全国正答率などとの比較において、学力 の定着状況が高く、この傾向は本調査を開始した平成22年度以降から継続して同様であ る。

各教科の状況に関し、各教科の課題及びその解決に向けた授業改善の提言について説明する。国語では、資料からの情報を正しく読み取ることや根拠を明確にして自分の考えをまとめること、自分なりに再構成して表現することといった力の育成が課題である。そのため、授業においては、子どもが自ら課題をもって主体的に読む学習活動、言い換えれば筆者の考えを鵜呑みにするのではなく、批判的に読む視点をもって取り組む学習活動を積極的に取り入れる必要がある。ここで、大きなウエイトを占めるのは教師の発問である。子どもに批判的に読む視点を持たせるためには、教師の発問によりその視点を子どもに気付かせる手立てを講ずることが重要であると提言している。また、子どもに資料や情報を読み取る必要性を感じさせるには、考えの根拠となる資料を用いることで子ども自身が主体的な読みを実感できる指導計画を、教師がまずしっかりと立てて授業に臨むことを意識することを提言している。

算数・数学では、基礎的・基本的な計算問題の習熟を図る工夫や、分配法則など計算のきまりを正しく理解する力の育成に課題がある。そこで毎時間の授業の中で基本的な計算問題を解く場を設定することや、計算の仕方を、言葉や式、図などを関連付けながら比べて、実感の伴った理解となるような授業構成を考えること、毎時間の授業の最後には、必ず適用問題に取り組ませる場を導入して、その時間に学習したことの一般化を図ることでまとめを行い、子どもの理解をより確かなものとする授業を構成することが必要であると提言している。

英語では、まとまった英文を書くことやリスニングの力を育成するという課題がある。 そのため、授業で生徒同士がある話題について情報交換し合う言語活動を設定し、その中で得た内容を書く活動に繋げること、また、学習した単語や表現を用いて対話をたくさん 経験させることにより、表現力を育成する授業を構成するように努めることを提言している。

市としては授業改善に向けた今年度の提言について、学校現場での積極的な活用を図る

ため、提案授業の解説付きDVDを学校に配付するとともに校内研修会等での活用について先日の校長会議において周知したところである。今後は、学力状況及びその改善に向けた提言について、教頭研修会や教務主任研修会、総合教育センターのホームページへのアップを通じて全市の教員へ周知徹底を図っていく。

なお、これまで学力調査の中学校の対象学年を2年生として実施してきた。現在は、第2学年の2月に習志野市学力調査、第3学年の4月に全国学力・学習状況調査を実施している。しかし、同一の生徒集団に対して3か月間のうちに2回の学力調査を実施することは、学力状況の変容を明確に捉えるのが難しいため、総合教育センター運営委員会及び学習指導改善委員会の中で協議した結果、平成28年度の学習指導改善委員会においては、中学校の対象学年を第2学年から第1学年へ変更して調査を実施することとした。

今後も、総合教育センターとしては、子どもたちの学力向上を本市教育の重要課題として捉え、そのための教師の授業力の向上に向けた研修の充実を図るとともに、家庭学習の充実といった点についても調査研究を進めていきたいと考えている、と概要を説明

貞廣委員

調査データの活用・分析方法等について改善していただきたい点が4点ある。まず1点目は、平均値を用いて分析し、全国平均と比較することに疑問がある。公立学校の役割は、平均値を上げることよりもむしろ得点の分散に注目し、下位層の底上げを図ることだと思う。学力は家庭の経済状況と強い相関がある。公立学校は、学力が低迷している子どもたちの学力を落とさないこと、上げていくことを考えなければならない。そのためにはまず現状をしっかりと把握する必要があり、得点分布に注目して分析しなければならないと思う。社会階層により決定的に学力差はあるが、家庭学習の充実によってその差を縮めることはできると思う。いかに家庭学習を支援するかということが重要な柱になってくると思う。

2点目は、子どもたちが学習に向かう姿勢について、非認知的能力、自己肯定感等、誰かが見守ってくれているという感覚、落ち着いた環境で育っているという感覚が子どもたちのやる気を相当左右するといわれている。そのような環境が整わないと、子どもが学習に向かわず、学力も上がらないということになる。そのような意味で、テストのスコアだけを取り上げて論じるのは難しい。

3点目は、授業改善の先にある目標は学力向上だと思う。提案授業というやり方でどれほど学力向上に効果があるのか疑問である。題材となる特定の教科の特定の単元に効果が限定されてしまうのではないか。全国的に見て、成績下位層の底上げに結果を出している学校では、いかに効果的な板書作りやノート指導をするかに重きを置いて、共同的授業改善を行っている。先生方の経験にもばらつきがあるので、特定の授業のやり方ではなく、授業スタイルをいかに学校内で統一し、確立していくかという校内研修に力を入れているのである。本市でも提案授業の実施以外の方法も既に実施しているのかもしれないが、もう少し学力向上への道筋が見えるような方法も検討していただきたい。

4点目は、分析結果に対する提案は示されているが、その提案を実際にどのように実施 したら良いかというアクションプランが示されておらず、その部分については各学校に丸 投げされているように見受けられる点である。各学校がどのように実践していくか、限定 されてはいけないと思うが、分析結果を基に、どのような指導を実践していくかをある程 度教育委員会が学校に対して示していくことも必要である、と発言

西谷総合教育センター所長

大変貴重な意見をいただいた。いただいた意見を参考に次年度に検討し、より効果的な 提言・研究になるよう努める、と回答

古本委員

どれほど良い指導をしたとしても、子どもたち自身が伸びようとしないと限界が来ると思う。子どもたちが勉強できる環境をどう作るかと同時に、日本は恵まれており、階級もなく、経済状況によらず努力次第で社会的地位を上げることもできるのだということを子どもたちが認識することも重要であると思う。早いうちから、このことを身に付けておけば、向上心が生まれ、本人のモチベーションも上がる。人生は本人が決めることであるということを先生方から与えるだけでなく、子どもたちの感覚を変えられるような指導・支援も取り入れてほしい、と要望

西谷総合教育センター所長 肝に銘じ、今後に活かしていく、と回答

梓澤委員

本市の学力が全国平均より高いということは分かった。ただし、この学力調査は、本来、 学校の授業にきちんとついていけていれば、それなりに点数が取れる内容だと思うので、 成績下位層の児童生徒にどのような指導をするのかがポイントになると思う。全ての児童 生徒の学力が向上するような指導をすることや個別の配慮もしてほしい、と要望

原田委員長

各委員の意見を反映して、次回に向けてより良いものにしてほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4)谷津小学校校舎改築事業及び児童増加対応事業の進捗状況について (教育総務課)

三角学校教育部主幹

谷津小学校校舎の全面改築及び谷津南小学校へのバス通学の2点について説明する。

まず、谷津小学校校舎及び体育館の全面改築については、平成27年度から平成29年度までの3か年の継続事業として設計業務を行っている。校舎及び体育館の建替えは、学校を運営しながら狭隘な敷地に一時校舎を併置した上での大規模施設の建替えとなることから、敷地の有効活用を図る施設配置、児童の安全を確保するための配慮、施工計画の工夫等が課題となっている。この課題の解決にあたって、創造力、技術力の面で高度な能力を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施した。プロポーザルの結果、株式会社 佐藤総合計画を選定し、平成27年11月10日に契約を締結した。現在、施設再生課とともに設計業務を進めているが、佐藤総合計画との打ち合わせ内容については、資料に記載のとおりである。現在はまだ図面の作成には至っていないが、具体的な案の提示を受けた後、庁内、学校、地域の意見を踏まえ、基本設計を固めていきたいと考えてい

る。

スケジュールとしては、平成28年度に新校舎の基本設計を進めていく。その後、平成28年度後半から実施設計に入り、平成29年度にプールの解体工事に入る計画としている。設計終了後、平成30年度に新校舎の建設工事に入り、平成32年度に完成、引っ越し、供用開始、と現時点では計画している。引っ越しの後、既存校舎及び体育館を解体し、その場所を校庭として整備する計画である。新校舎及び一時校舎の建設工事について、工期の短縮あるいは前倒しを検討しながら、学校運営及び児童への負担を軽減していきたいと考えている。

次に、谷津南小学校へのバス通学の現状と見込みについて説明する。平成27年度の実績としては、バス通学児童数は17名であった。平成27年度のバス通学児童数は70名弱と見込んでいたが、実際は17名であったという状況である。この状況について、3月中旬時点でザ・レジデンス津田沼奏の杜に入居している児童数は47名であり、そのうち17名が谷津南小学校に通学している。谷津小学校区からザ・レジデンス津田沼奏の杜に転居したが、そのまま谷津小学校に在籍している児童が20名いる。この他、同様に津田沼小学校に在籍し続ける児童が1名、特認校である向山小学校に通学する児童が3名、私立小学校に通学する児童が5名、市外の小学校にそのまま在籍し続ける児童が1名であった。

平成28年度のバス通学児童数の見込みについて、平成27年度のバス通学児童17名のうち1名は6年生であったため、継続してバス通学を行う児童は16名である。また昨年12月に行われた、谷津南小学校の入学説明会にて、通学パスの説明をし、併せて交付申請手続きも行った。その時点では、17名からの申請があり、その後、転居してきた児童を含めると、現時点では新1年生のうち対象者は21名である。よって、現時点で把握しているのは37名であるが、この後、入学式や始業式までの間に入居する児童もいると見込まれるため、入学式後には40~50名程度になると推測している。また、平成28年3月末から182戸、11月末から291戸の大型集合住宅の入居開始が予定されている。それらを考慮すると、平成28年度末時点でのバス通学児童数は101名と見込んでいる。

最後に、谷津小学校一時校舎建替え等に伴う谷津奏の杜公園のグラウンド代替利用について、説明会を開催したので、そのことについても報告する。以前にも説明した内容も含まれているが、今回の説明会で説明をした内容を報告をする。

谷津小学校の児童増加対応については、地域や保護者に説明をし、多くの意見を頂く中で、平成25年度末に奏の杜地区の一部の通学指定校を谷津南小学校に変更した。この変更に伴い、最大時の学級数は44学級と推計している。今後、児童の増加に伴い、教室数が不足すること、また昭和36年に建設された体育館をはじめ、施設の老朽化が進んでいることから、グラウンドに一定期間使用する校舎、いわゆる一時校舎を併置し、校舎及び体育館を建て替える計画とした。配置計画の検討にあたっては、学校運営や円滑な教育活動を行うため、様々な角度から検討し、将来にわたって学校施設を維持していくことを考え、一時校舎は普通教室14室、特別教室3室、保健室1室を有す規模とし、建替え後の新校舎を普通教室30室規模とした。

事業のスケジュールとしては、平成28年度が始まってから、5月上旬のゴールデンウィーク明け頃を目安に、一時校舎の建築工事が始まる。工事期間は、平成29年2月までを予定しており、完成後、引渡しを受け、引っ越し等の後、平成29年4月から一時校舎の供用を開始する。また建替え校舎については、平成29年度までの3か年で設計を行い、

平成30年度に工事着手して平成32年度中に完成し、その後、既存校舎を解体してグラウンド整備を行う。一時校舎の整備が始まってからグラウンドの整備が終わるまでの間は、校庭の利用が制限される。その間、谷津奏の杜公園内の多目的広場をグラウンドの代替として借用したいと考えている。現在はフェンスで囲われている状況であるが、4月にオープンする。借用期間としては、平成28年4月から平成33年度までで、学校が使用するのは、月曜日から金曜日までの概ね朝7時30分~夕方16時30分頃までを予定している。ボール遊び、球技などでのボールの使用は、谷津小学校が利用する時間のみ可能となっている。広場の周囲には、高さ1メートル程度の防球ネットを互い違いになるように設置する。公園までの移動及び公園内における来園者、児童の安全対策として、警備員2名を配置する。警備員2名の内訳については、1名が児童が横断歩道を渡る際の補助をし、もう1名が公園に常駐する。また、児童が横断歩道を渡った後については、2名で児童の見守り・安全確保を行うこととなる。教育委員会としては、教育活動を支えられるよう、学校と協議・連携しながら対応していきたいと考えている。

このような説明をした後、質疑を受けた。その中で最も多かった意見としては、多目的 広場に設置する防球ネットの高さや安全性、警備員の数等、公園での活動に対する安全を 危惧する声があった。教育委員会としても、現状が最善であるとは認識していないので、 安全を図るため、今後も対応を充実させていきたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員

これまでも谷津小学校については、教育委員会会議で、様々な議論を重ねてきたが、いよいよ一時校舎の建設がスタートする。以前より、地域の方々からはかなり厳しい意見があったようだが、今の時点では防球ネットの他にどのような意見が出ているのか。また、予算委員会の中では、どのような議論が実際に行われたのか、と質問

三角学校教育部主幹

まず今回の説明会の中での地域からの意見としては、公園の利用に反対するという意見はなかった。やはり児童の安全、公園の利用者の安全を危惧する声が多かった。また、過去からの経緯として、市としてはどのように対応してきたのかという質問があり、説明をした。

次に、一般会計予算特別委員会で質疑のあった主な内容について、議事録がまだ作成されていないが、質疑内容を書き留めできた範囲の中では、谷津小学校に隣接する公園の利用に関して、移動時の子どもの誘導方法や警備員の配置について、移動時間を考えた場合に業間休みの時間は確保できるのかについて、公園に設置する防球ネットの在り方について、公園利用による近隣住民からの騒音に対する苦情対応について、公園に設置されるトイレの在り方について、土日の活用についてなどの質疑があった。また、一時校舎や老朽化する既存校舎の建替工事に関して、工事中の騒音や工事を実施する時間帯や期間について、夏の暑さ対策について、グラウンドが狭隘となる中での運動会の練習場所について、野球やサッカーチームなど学校開放としての活動場所について、既存の学校プールや音楽堂が利用できる期限について、給食施設の在り方についてなどの質疑に加え、この他、平成28年度における谷津小学校の教育課程を教育委員会は把握しているのか、PTAのまつりの開催場所の確保はできているのか、といった多岐にわたる質疑を受けた、と回答

梓澤委員

小学校は地域に根差した施設なので、十分に協議をしてほしい。今後とも、学校の実態や要望等を十分生かしながら、学校の教育活動が充実するよう支援していただきたい、と 要望

三角学校教育部主幹

今、意見をいただいたように、教育委員会と学校が連携を図り、学校の実態や要望等を 把握しながら、しっかりと子どもたちの教育活動を支えていきたいと考えている。谷津小 学校に建設する一時校舎、老朽化する既存校舎の建替工事の実施、谷津南小学校へのバス 通学の在り方など、想定される課題や実態等について、引き続き、教育委員会会議の中で 議論させていただきたいと考えているので、協力をいただきたい、と回答

古本委員

課題はたくさんあると思うので、優先順位を考えていかなければならないと思う。最も優先すべきは子どもの安全だと思う。一例を挙げると、警備員が2人の場合、たとえば2人のうち1人が横断歩道にいるときに子どもが怪我をしてしまい、保健室に付き添って行ってしまったら、公園に警備員がいなくなってしまう。他にも様々な状況が考えられると思うので、地域や保護者の心配を減らせるよう、たくさんシミュレーションをして検討し、より良い対策をしてほしい、と要望

三角学校教育部主幹

様々なシミュレーションをして、検証していく、と回答

原田委員長

行間休み等で子どもたちが公園に行く場合には、教員も付き添うのか、と質問

三角学校教育部主幹

教員が引率して行き、子どもたちだけで行くということはない。また、体育の授業も3~4クラス同時展開し、大人の目がたくさんある状況にすることを学校は考えているので、教育委員会としてもそれをサポートしていきたいと考えている、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

議案第11号 習志野市教育委員会会議規則及び習志野市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

今回の改正内容に関し、はじめに習志野市教育委員会会議規則については、教育委員会 定例会の開催日について、現在は、毎月第4水曜日とし、その日が休日に当たるときはそ の日の翌日に開くこととなっているが、教育委員の出席を考慮し、現状に合わせて、「第3 水曜日又は第5水曜日のうち委員長が指定する日」に改めるものである。

続いて、習志野市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則については、教育委員 会定例会の開催時間について、現在は、午後3時から5時であるが、教育委員の出席を考 慮し、午後1時30分から3時30分に改正をし、また、行政不服審査法の施行に伴い、 不服申立ての手続きが審査請求に一本化されることから、「異議申立て」を削る改正をする ため、さらに、習志野市教育委員会会議規則で改正する部分について「委員長」を「教育 長」に改正するため、習志野市教育委員会会議規則及び習志野市教育委員会公告式規則等 の一部を改正する規則の一部を改正しようとするものである。

今回「習志野市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定」という形になっているのは、昨年度、平成27年4月1日より教育委員会制度改革がなされるにあたり、習志野市教育委員会公告式規則及び習志野市教育委員会会議規則他関係規則を改正したが、施行については、「平成27年3月31日以後最初に教育長の任期が満了する日(当該満了する日前に教育長が欠けたときは、当該欠けた日)の翌日から」施行することになっており、まだ未施行であることから、一部改正規則をさらに一部改正するという形になっているものである。

なお、今回の規則の施行日については、公布の日からとなるが、「委員長」を「教育長」 に改正する部分については、前述のとおり、「平成27年3月31日以後最初に教育長の任 期が満了する日(当該満了する日前に教育長が欠けたときは、当該欠けた日)の翌日から」 となる、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第11号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

本議案は、行政不服審査法の施行に伴い、審査請求期間が延長されたため、不服申立ての手続きが審査請求に一本化されたため及び関係規則を整理するため、行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を制定しようとするものである。

関係規則の具体的な改正内容について説明する。職務に専念する義務の特例に関する規則は、第2条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改めるものである。習志野市教育委員会の所管に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則は、別記第5号様式中、「60日」を「3か月」に、また、「異議申立て」の記述は、すべて「審査請求」に、この他、「決定」を「採決」に改めるものである。別記第8号様式について、別記第5号様式と同様に改めるものである。別記第9号様式中、「60日」を「3か月」に、また、「異議申立て」の記述は、すべて「審査請求」に、この他、「送達」を「採決」に改めるものである。習志野市民会館管理規則は、別記第5号様式中、「60日」を「3か月」に改めるものである。習志野市総合教育センター管理規則は、別記第5号様式中、「60日」を「3か月」に改めるものである。習志野市立鹿野山少年自然の家管理規則は、別記第5号様式中、「60日」を「3か月」に改めるものである。習志野市立直出吉田青年の家管理規則は、別記第5号様式中、「60日」を「3か月」に改めるものである。習志野市スポーツ施設管理規則は、別記第6号様式中、「60日」を「3か月」に改めるものである。習志野市スポーツ施設管理規則は、別記第6号様式中、「60日」を「3か月」に改めるものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第13号 習志野市教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する 規則の制定について (学校教育課)

天田学校教育課長

本件は、千葉県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部が改正されたことに伴い、習志 野市教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を県に合わせて改正するものであ る。

業務の内容について補足すると、第2条第2項第1号にある「前項第1号アの業務」とは、学校の管理下において行う、非常災害時における生徒の保護や緊急の防災、復旧業務等に当たる。同項第2号の「前項第1号イの業務」とは、生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務等である。同項第3号の「前項第1号ウの業務」とは、生徒に対する緊急の補導業務などである。同項第4号の「前項第2号及び第3号の業務」とは、修学旅行のような生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの及び学校教育活動として行われる対外運動競技等において宿泊を伴うもの、また週休日や休日等によって開催される、生徒を引率して行う指導業務である。同項第5号の「前項第4号の業務」とは、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で、週休日等又はこれに相当する日に行うものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第13号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第14号 習志野市立学校等の給食費等に関する規則の制定に係る意見聴取につい て

協議第1号 習志野市立学校等の給食費等に関する規則の施行に関する事務(こども 園に係るものを除く)の補助執行について

(学校教育課)

妹川学校教育部主幹

議案第14号及び協議第1号については、幼稚園及び小中学校の給食費に関する規則に係ることから、一括して説明する。

まず、議案第14号については、習志野市立こども園、幼稚園、小学校及び中学校の給食費に関し、習志野市立学校等の給食費等に関する規則を新たに市長の規則として制定することについて、教育委員会の意見を求めるものである。この規則の趣旨としては、学校給食法で定める小・中学校の給食と、幼稚園・こども園の子ども・子育て支援法で1号認定を受ける園児に対する給食について、保護者の申込みに基づき、市と保護者との間で契約を結び、市は給食を提供し、保護者は給食費を負担するものであると位置付け、その給食費に関することについて、市長の規則として1つにまとめたものである。

なぜ、幼稚園、小学校、中学校の給食費について、市長の規則として定めるかについて

は、そもそも、学校給食法で定める幼稚園、小学校、中学校の給食については、学校教育法第4条及び第8条によると、学校の設置者が実施するものと規定されている。市立学校であれば、学校の設置者は市長であるため、ここでは、市長の責務として給食を実施するものと解釈できる。なお、同法第11条に費用負担については学校の設置者である市が負担すべきもの、また、保護者が負担すべきものである旨が規定されている。市については、給食の施設整備費、光熱水費、職員の人件費などを負担し、保護者については、給食食材費を負担すると規定されている。また学校給食法で定めるものの他に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条の中では、学校給食の実施に関することは、教育委員会の職務権限として、管理、執行すると位置付けられている。しかし、この中では給食費に関することについては、明確に位置付けられていないため、長の職務権限の中にある、予算の執行に関するものの範疇と解釈し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校給食法の中においては、給食費に関することは、市長の事務であるとして、こども園の給食費と併せて、1つの規則にまとめた。

なお、これらの事務については、後程、協議第1号でも説明をするが、市長の事務として、教育委員会が補助執行で行うことになる。この補助執行について、具体的な例を挙げると、例えば、未納があった者に対する督促状を発する場合、教育委員会名ではなく、市長名で通知することとなる。

規則の概要について、第3条では費用負担について、改めて、保護者負担又は給食を食べる職員の負担であると明記し、第4条では、入学・転校等、学校に入る際に、申込書をもって給食の申込みをしていただき、給食費の負担について約束していただくよう定めている。第5条においては給食費の額、第6条においては給食費の徴収方法を定めている。徴収方法については、こども保育課で扱う幼稚園・こども園と、学校教育課で扱う小中学校とでは、徴収方法に若干違いがあるが、何れも給食の提供を受けた分を保護者に支払っていただくことに変わりはない。第7条では、給食費の調整として、疾病等で給食を食べられない場合の対応について規定している。この調整は給食食材の調達と関係し、すぐに発注を取りやめることができないことからの対応となる。この規則の施行期日は平成28年4月1日となる。また規則の最後に、給食費はそもそも食材の実費徴収となり、給食の食材は物価変動に大きく左右されるため、確認も兼ねて毎年給食費について検討する旨の規定も加えている。

続いて、協議第1号については、議案第14号の市長の規則として定める給食費に係る市長の事務に関して、幼稚園・小中学校については教育委員会が、地方自治法第180条の2で規定する補助執行として行うよう依頼があったものについて、協議するものである。この地方自治法第180条の2については地方公共団体の長は、その公共団体の委員会と協議して、市長の権限に属する事務の一部をその委員会の職員に補助執行させることができるという旨の内容となっている、と概要を説明

梓澤委員

規則第7条の給食費の調整とは、子どもが食べていない分の給食費については貰わない、 という理解でよろしいか、と質問

妹川学校教育部主幹

食材の発注の都合上、すぐに給食食材の発注を止めることはできないが、給食の停止の申し出から3日目以降の分は対応が可能なため給食費を貰わない、と規定している、と回

梓澤委員

規則第7条第5項の「災害その他特別の理由により緊急に給食を提供することができないとき」とはどのような状況を想定しているのか。また、過去にそのような事例はあったのか、と質問

妹川学校教育部主幹

例えば台風などで急遽休校になった場合は、当日の給食食材の発注を止められないので、 児童生徒は給食を食べないが、給食費は保護者に支払っていただくことになる。ただし、 こども園は小規模であり、かつ台風などでも長時間児(いわゆる保育所児)が登園しこど も園自体休園にならないため、食材を調整し対応することができる、と回答

梓澤委員

そのような事態が発生した場合には、保護者に丁寧に説明をしてほしい、と要望

貞廣委員

保護者から事前に給食の申込みをしていただき、きちんと給食費を支払っていただくことへの返しとして、学校給食をより充実させることが必要だと思う。既に実施しているとは思うが、地元食材の使用やそれによる生産活動への理解の深まり、また食文化を教育活動と連動させて子どもたちに伝えることなどを進めてほしい。また、食物アレルギーへの対応も重要であると思う。本市ではアレルギー対応として代替食を提供しているのか、と質問

妹川学校教育部主幹

単独校では除去食で対応をしている、と回答

貞廣委員

出来る限りそのような対応を進めてほしい。食物アレルギーを持つ子どもたちも周りの子どもたちと少し違うメニューであっても給食を食べるのを楽しみにしていると思うので、運用上で安全性を高めていただき、出来る限り給食で対応してほしい。このような食物アレルギーへの対応も含め、今後も給食の充実に努めてほしい、と要望

原田委員長

保護者からの申し出があれば除去食ではなく弁当という対応もできるのか、と質問

妹川学校教育部主幹

そのような申し出があった場合には、保護者と養護教諭及び栄養士又は栄養教諭とで協議をして対応を決めている。余程の場合を除き、出来る限り給食で対応する方向で進めている。しかしながら、複数の食物アレルギーを抱え、学校では対応が難しいため、弁当対応としている子どもは僅かだがいる、と回答

古本委員

ないことを願いたいが、万が一給食の申込書を提出しない家庭があった場合にはどのように対応するのか、と質問

妹川学校教育部主幹

非常に難しい問題であると認識している。申込書を提出していなくとも、教育上、子どもに給食を提供しないというわけにはいかない。給食費は保護者が負担するものであることを丁寧に説明し、保護者にきちんと申込書を提出していただけるよう、対応していく、と回答

古本委員

学校が困らないようにどのような対応をするか明確にしておいてほしいと思い、質問した、と発言

原田委員長

督促状が学校名ではなく市長名で発出されることにより、学校の負担は軽減されるという理解でよろしいか、と質問

妹川学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第14号は全員賛成で原案どおり 可決された。

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

議案第15号 習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担 額に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る意見聴取について (学校教育課)

小平学校教育部主幹

議案第15号は、幼稚園、保育所、こども園に在籍している児童の保育料を、一定所得以下の多子世帯とひとり親世帯について軽減する内容である。国では幼児教育無償の拡大策として方針を決定し、この3月末に子ども・子育て支援法施行令を改正する予定である。本市においても当該改正内容に準拠した規則改正をするため、教育委員会の意見をいただこうとするものである。

まず、国ではどのように改正するのかを説明する。一つ目の改正点である多子世帯については、保育所保育料も同様の改正であるが、ここでは幼稚園保育料、いわゆる1号認定子どもについて説明する。現行の国の制度では、子どもが幼稚園に通っている世帯は、1人目の子どもが小学校3年生以下ならば、2人目が半額、3人目が無償となっている。本市も同様のルールで運用している。したがって、小学校4年生以上はカウントしないことになっている。たとえば、1人目が小学校6年生、2人目が5歳、3人目が2歳の場合、2人目の5歳の子が第1子の扱いとなり保育料は半額ではなく全額、3人目の2歳の子が第2子の扱いとなり保育料は無償ではなく半額となる仕組みである。改正後は、年収約3

60万円未満の多子世帯は、第1子の年齢に関係なく、第2子が半額、第3子が無償となる。

二つ目の改正点は、いわゆるひとり親世帯についてである。年収約360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を現行制度の半額、第2子以降を無償化する内容である。

この国の改正を習志野市にあてはめると、市町村民税額が77,101円未満の世帯が年収360万円未満の世帯となる。本市では、現在保育料を経過期間として、月額9,800円としており、最高2万5,700円の国基準より低額であることから、第2子は生活保護、非課税世帯を除き完全半額とはなっていない。このため、今回の改正では、第2子の金額は据え置き、年収360万円未満である階層までについて、「小学校3年生以下に限る」という年齢制限を撤廃することとした。なお、第3子は現行においても完全無償である。またひとり親等については、1人目半額、2人目以降無償と、国と同様の改正をしようとしている。平成29年度以降は保育料を公立私立同額とすることから、公立私立ともに第2子が半額、第3子が無償とし、ひとり親等の世帯についても、第1子が半額、第2子が無償と、国と同じ形に改正する。

今回の改正で減額となる保護者数は、平成27年度の全園児930人中2%にあたる19人と推計しており、年額で846,000円の減額となると推計している、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第16号 習志野市教育機関組織規則及び習志野市総合教育センター管理規則の一部を改正する規則の制定について (指導課)

上原指導課長

議案第16号は、平成28年教育委員会第1回定例会でも議案として提案した、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、プラネタリウム館の機能を廃止するため、習志野市教育機関組織規則及び習志野市総合教育センター管理規則の一部を改正するものである。改正する内容としては、プラネタリウム館という名称やプラネタリウム館の使用に関わる内容などを削除するものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第17号 習志野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について (社会教育課)

佐々木社会教育課長

本規則は市立図書館で使用している図書館利用登録申込書及び団体利用登録申込書の様式の一部を改正しようとするものである。改正箇所としては、両様式とも現行のものはパ

スワードの記載欄があるが、このパスワードの記載欄を削除する。

このパスワードとは、利用者が図書館のホームページや図書館の蔵書検索機を用いて自分の借りている資料や予約している資料の確認、貸出期間の延長、資料の予約等を行う際に必要となるものである。これまでは利用者が申請したパスワードを職員がコンピューターに登録していたが、個人情報保護の一層の強化という観点から職員にもパスワードが分からないよう、利用登録時にまずコンピューターが自動的に与える仮パスワードを発行し、その後、利用者自身で図書館のホームページまたは図書館内の蔵書検索機を用いて自身の利用しやすいパスワードに変更していただく方法に改める。したがって、登録申込時のパスワードの申請は不要となることから、登録申込書からパスワード記載欄を削除するものである、と概要を説明

古本委員

セキュリティ及び利用者の利便性の観点から非常に良いことだと思う。また今回の規則 改正と直接の関係はないが、現在、公共施設再生に向けて、新しい図書館を作ろうとして いるところだと思うので、出来れば図書館の運営時間を延長してほしい。土日の開館はも ちろん、より多くの人が使いやすくなるよう検討してほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第17号は全員賛成で原案どおり 可決された。

議案第18号 習志野市スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則の制定について (生涯スポーツ課)

片岡生涯スポーツ課長

今回の規則改正は、平成28年教育委員会第1回定例会において承認をいただいた、実 花水泳プールを学校施設として管理運営していくための条例改正に伴い、同じように実花 水泳プールについての記載がある管理規則から、その記載を削除しようとするものである。 規則改正の具体的な内容としては、条文からプールに関する記載を削除し、そして、第 9条では今回、削除する条項を整理し、文章の表現の修正を行うものである、と概要を説 明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第19号 習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続 等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

本議案は、平成28年度の機構改革に伴い、市長事務部局の部局名が変更となるため、 習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施 行規則の一部を改正するものである。規則の具体的な改正内容は、第5条第2項中、「企画 政策部長」を「政策経営部長」に改め、「財政部長」を削るものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第20号 習志野市立つくし幼稚園の敷地変更について

(教育総務課)

小澤学校教育部主幹

習志野市実花幼稚園及びつくし幼稚園を私立化するのにあたり、土地を有償にて貸し付けることとしており、貸付面積を確定するため、改めて敷地の確定測量を実施した。この結果を踏まえ、現況の敷地から消防用地及び道路用地として必要な部分を除いた面積を移管先法人への貸付面積とする。敷地北西角地において、防火水槽が埋設されていることから、消防用地として確保するため、当該部分を行政財産に切替え、消防本部に移管する必要がある。また、敷地南側に隣接する市道の幅員を4m確保するため、市側の責務として市道の中心より2mを道路用地として確保する必要があるが、0.18m分確保できておらず、その分を敷地南側から確保するため、当該部分を行政財産に切替え、都市整備部道路交通課に移管する必要がある。この部分について分筆をし、最終的には、つくし幼稚園の貸付面積は2946.02㎡として有償貸付をしたいと考えている。教育委員会が所管する土地であるため、今回、この2か所の用途変更及び所管換えについて審議していただくものである。なお、当該部分の貸付にあたっては、平成28年度の教育委員会会議で改めて承認をいただく。

最後に参考として、習志野市立実花幼稚園の敷地については、実花幼稚園の敷地の確定にあたり、建築基準法上の接道要件を満たす必要があることから、実花幼稚園から東側の市道までの土地を一筆の敷地として分筆登記する必要がある。なお、実花幼稚園から東側の市道までの土地については、実花小学校の児童も利用することから無償で貸付け、その他の部分を有償で貸付けることを考えているが、平成28年度の教育委員会会議で改めて承認をいただく、と概要を説明

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案どおり 可決された。

議案第21号 習志野市教育委員会職員の職務分類に関する規則の一部を改正する規則 の制定について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

習志野市教育委員会職員の職務分類に関する規則の一部を改正する規則の制定については、平成28年4月1日付けで、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、給料表の級ごとに基準となるべき職務表を条例で規定するため、平成28年習志野市議会第1回定例会にて、習志野市一般職の職員の給与に関する条例が一部改正された。この度の地方公務員法の改正に伴い、地方公共団体において定めが必要となる事項の1つ

として、等級別基準職務表がある。これを条例で定めるよう、改正がなされた。この条例の一部改正において、1級主事補から8級部長までの「等級別基準職務表」を定め、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合いが同程度の職務は規則で定めることとなることから、習志野市教育委員会職員の職務分類に関する規則で規定するため、この規則の一部を改正するものである。

主な改正部分は、本規則別表第1の級別標準職務表より、習志野市一般職の職員の給与に関する条例で定めた、8級部長等の等級別基準職務表の職務について、既に現行の規則で規定されている、重複した補職を削るものである、と概要を説明

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案どおり 可決された。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成28年4月27日(水) 午後1時30分に決定された。

<委員長職務代理者の指定について>

その他 委員長職務代理者の指定について

原田委員長

現在、委員長職務代理者の任期は、梓澤委員の任期に合わせて、平成28年3月31日までとなっている。平成28年4月1日以降の委員長職務代理者について、委員長の任期に合わせ、平成28年4月1日から平成28年5月31日までの2か月間の委員長職務代理者の指定をしてよいかを諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長

委員長の職務代理者については、会議規則第8条の規定により、委員長の推薦に基づき 教育委員会が指定することになっている、と説明

原田委員長

梓澤委員を推薦したいと、提案

原田委員長が全員異議なしと認め、次期委員長職務代理者には、梓澤委員が指定された。

<議案第22号及び報告事項(5)は非公開>

議案第22号 平成27年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

平成27年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について、概要を説明

採決の結果、議案第22号は原案どおり可決された。

報告事項(5)臨時代理の報告について

(習志野市立高等学校の教頭の任免について)

(学校教育課)

小熊学校教育部次長

習志野市立高等学校の教頭の任免について臨時代理したことについて、概要を説明

報告事項(5)は了承された。

原田委員長が

平成28年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言